

## 第27回社団法人埼玉県放射線技師会総会

### 次 第

開 会 の 辞  
 会 長 挨 拶  
 来 賓 挨 拶  
 表 彰  
 総会運営委員会報告  
 議 長 選 出  
 総会職員任命  
 議 事

- 第1号議案 平成22年度 事業報告 (案)
- 第2号議案 平成22年度 補正予算 (案)
- 第3号議案 平成22年度 決算報告 (案)
- 第4号議案 平成22年度 監査報告
- 第5号議案 平成23年度 事業計画 (案)
- 第6号議案 平成23年度 当初予算 (案)
- 第7号議案 定款変更の案 (特別決議)
- 第8号議案 諸規程変更の案

役 員 選 挙  
 選挙管理委員長報告  
 新 旧 役 員 挨 拶  
 閉 会 の 辞

総会運営委員

浜野 洋平	小池 正行	栗田 京助
小林 茂幸	金子 初穂	榎本 雅彦

**(社) 埼玉県放射線技師会  
平成22年度 第27回定期総会 (決算)**

**事業報告 (案)**

## 平成22年度 事業報告

### 1. 総括

3月11日に起こったマグニチュード9.0の東日本大地震と直後の巨大津波、そして福島原子力発電所の事故、加えて電力不足による計画停電と物流の停滞で、企業や市民生活は混乱し、日本の国が上下左右に揺さぶられ、将来に不安感を与えている。

地震により、約300km離れた東京でも高層ビルが大きく揺れた。私自身も所用で事務所を訪れていた時、貿易センタービル31階は大きくゆっくり揺れ続け、ほとんどのエレベータが止まり、階下に見える、ゆりかもめ、そして鉄道も終日動く事はなかった。日を追うごとに死者・行方不明者が増加し、テレビには瓦礫の山と化した町の惨状が映し出される。東北の太平洋側の港町は、東北新幹線や高速道路から離れているが、リアス式良港を配し日本の風習を残して、老若男女が慎ましく暮らしていた。そこにこの大惨事である。

原子力発電所は、地震の影響で緊急停止。原子炉を冷やす冷却装置は、大津波で発電機が故障し機能しない。燃料棒損傷の事故が初めて起きた。市民の避難指示が原発中心に半径3km、10km、20km、30kmに拡大した。福島県からの要請に基づき国は、避難者の被ばく測定を日本放射線技師会にも要請してきた。情報が少ない中、果敢に手を挙げた12名に敬意を表するとともに、その中に本会から2名の会員が参加したことを嬉しく思う。その後、本会の1名を含むボランティアは、日本中から集まってクルー隊を構成し、スクリーナー業務を続けている。家族を説得し、職場の勤務を調整することは容易いことではなかったと思われるが、その折衝能力は高く評価したい。

さて平成22年度を振り返ってみて、毎年感じられることであるが激動の時代の渦中にあると実感している。世の中の変化が激しい時代に、放射線技師会という組織をどのように運営していけばよいのか、会員との良好な関係を構築するにはどうしたらよいのか、付加価値のあるサービスとは、正答のない難題が山積する。

新公益社団法人への移行認定に向けて、定款の改訂を再度お願いすることになり大変責任を感じています。しかし諦めず信念をもって必ず公益社団法人へ移行させます。生涯教育は、本会の大きな柱と認識していますが、本会独自のカラーも生かしつつ、日本放射線技師会と連携して、会員が求めているものを重要視して見直し作業をしており、かつ継続的に検討を続け

ます。

平成23年2月に開催された日本放射線技術学会関東支部会研究発表大会を、両会の役員のご努力により本会と協働できたことは、最初の一步として新しい道を開拓したと評価できると思います。今後は狭い道を広い道にしていく努力が求められます。

この法人組織を形態的にも、機能的にももう一段階あげた法人になるように努力してきました。法人は常に成長させていかねばならないと言われておりますが、大幅な会員数の増加は期待できない状況のなかで、法人組織を向上していくためには、会員満足の向上しかないと判断し事業をすすめてきました。本事業は次の4つの基本方針に基づき事業を行いました。

- (1) 「improvement改善」と「diversity多様性」
- (2) 「completelifelongeducation 生涯教育の充実」
- (3) 「studyandinvestigation研究と調査」
- (4) 「cooperation連携からcollaboration協働」

### 1) 総務

新公益法人の移行申請を、平成22年度内にすすめていく予定であったが、埼玉県における移行手続き作業は遅延として進まず、加えて会員の皆様にご承認いただいた新定款案が、担当官の指導内容の食い違いということで新定款案は差し戻されてしまいました。役員は新定款案と諸規定を再構築するために月一度の会議を続けました。

会員情報システムについては、会津大学との共同研究という新しい道を選択し、8月1、2日と会津大学へ出向き、Web型データベース管理システム発表会に参加しました。ソフトボール大会は、会員が200名以上集まる大きなイベントです。関係者の用意周到な準備に係らず台風影響で中止せざるをえませんでした。日本放射線技師会主催のMRIセミナーを埼玉にて開催し多くの会員が受講した。また次世代指導者の育成のためのマネージメントセミナーを開催し、グループワーク方式にて有意義な討論を行った。役員研修会は役員の資質向上を目指して開催しているが、与えられたテーマに基づき、グループワークを行い、大変有意義な討論が展開できた。11回目を迎えたSARTセミナーは新卒放射線技師を主たる対象として診療放射線技師業務のABCを本会役員が講師となり、新人に必

要な心から技術、技能までを網羅する内容となっております。好評を博している。

## 2) 学術

学術活動において、会員が参加したいイベントが、身近に開催していることが大切と考えています。また最新なことのみではなく、診療放射線技師として基本的な内容を掘り下げていくことも本会の役割と思っています。本会においては約10年前から読影に関するセミナーを通じて教育のカリキュラムに取り込んで参りました。平成22年4月、厚労省医政局通知にもあったように診療放射線技師の読影ということが社会的に重要視されるようになったことは本会としても教育指針に関して、方向は整合性が取れていると考えております。昨年から2回目となった救急セミナーは盛会に終わり内容的にも充実し、参加者も倍増、この分野における、会員の興味深さが伝わりました。

本年度も、恒例となった従来の胸部・上部消化管認定講習会に加えてCT検査講習会を企画して新しい参加者を得ました。本会独自に始めた認定講習会は、大きな役割を果たしましたが、近年各種認定制度や専門技師制度が確立されるなかで、今後、周囲の状況を踏まえて企画、更に相互にリンクしていくことが求められております。本年度、学術大会は会場をソニックシティから日本医療科学大学に変更。学生と一緒に新しい企画を模索し、準備も前々日まで周到に進めて参りましたが、東日本大震災による影響で中止となったことは非常に残念でありました。

## 3) 編集・情報

埼玉放射線VOL58、No.3,4,5,6 VOL59.No.1,2 計6号を発刊した。編集・情報活動は本会活動の中でも、重要な事業と考えております。

第一に、会誌「埼玉放射線」については、会の公益法人移行に伴い、そのスタイルを、会員向け情報誌から、公益情報誌へとシフトする必要があります。今年度は、公益法人誌に相応しく、正確な情報を詳細かつ判りやすく掲載し、時には他団体や各企業の協力を得ながら、会員を含め多くの皆様に満足して頂けるような学術的紙面を目指しました。

第二に、本会のWebサイトについては、会員向け情報提供の他、「診療放射線技師として必要な情報はなるべく掲載する」という方針のもと、多岐にわたる情報を発信致しました。また、市民の方が閲覧しても有益な様に、医療被ばくについての解説や放射線検査の紹介など、放射線診療に関する正確な情報を、専門

家の立場から判りやすく提供して参りました。

これら、Webサイトの他、定期的に会員向けメールマガジンを発信しました。Webやメルマガは即時性の高い情報提供手段です。今回の東日本大震災による学術大会中止広報も、迅速に行う事が出来、影響を最小限に抑えることが出来ました。

担当委員の尽力により、今年度もタイムリーかつ、充実した情報発信が行えたことを、胸を張って報告します。

## 4) 公益

公益活動は一般市民への貢献が求められ、超音波式骨密度装置は各地域の健康祭り等で、大活躍しております。また県民の方を対象とした健康についてわかりやすい公開講座の開催、そして各イベントへの参加をし交流を深めております。さらに今年度より志木市に開設した被ばく相談コーナーは、定期的に開催し被ばくに関する疑問や心配について来場した市民へ丁寧でわかりやすい説明を行っております。この被ばく相談コーナーにともない会員向けセミナーも行っております。

## 5) 財務

財務活動は、会計基準の見直しに基づき公益社団法人格取得に準備をしました。顧問税理士の指導を受けながら公益法人に適した会計基準を目指しました。また、会費納入率アップのため当初年1回の会費請求を2回とし未納会費の回収を行いました。

## 2. 事業遂行評価

### 2-1 学術に関する事業

#### 1) 認定講習会・セミナーの定期開催と見直し

- ・胸部撮影認定講習会……………○
- ・上部消化管検査認定講習会……………○
- ・SARTセミナー……………◎
- ・放射線技術部門マネジメント・セミナー……………○
- ・CT検査認定講習会……………◎
- ・読影力向上講習会……………○
- ・放射線工業界との合同開催企画……………×

#### 2) 会員講師の育成と体制づくり……………○

#### 3) 他県放射線技師会や他団体との合同講習会企画推進

- ・関東甲信越放射線技師学術大会への協力……………◎
- ・埼玉県医師会主催事業への支援……………×
- ・埼玉臨床画像研究会……………○
- ・日放技学会関東部会との合同開催企画……………◎
- ・日本放射線技師会学会との合同開催企画……………◎
- ・他学会（関東エリアレベル）

- 埼玉開催の推進（開催支援、後援）……………◎
- 4) 研究会活動の見直し……………×
- 5) アドバイザー（技術・業務支援）の創設・育成……………○
- 6) 研修病院の創設……………○
- 7) 医療被ばく線量の適正化……………○

2-2 組織運営に関わる事業

- 1) 会員データベースの再構築法の検討……………○
- 2) 行政との連携・埼玉県医療整備課との頻繁な情報交換……………◎
- 3) 公益法人制度改革への対応・準備……………○

2-3 公益事業

- 1) 学術情報の提供  
刊行誌「埼玉放射線」の発刊……………◎
- 2) 市民公開講座の開催……………◎
- 3) 医療画像展の開催と支援……………◎
- 4) 市民向けホームページの充実……………○
- 5) 医療被ばく相談の迅速な対応……………○

2-4 情報

- 1) 会員向けホームページの充実……………◎
- 2) メールマガジンの有効利用……………◎
- 3) 学術データベースの構築……………◎

2-5 財務

- 1) 健全財務状況の継続……………△
- 2) 新公益法人会計基準への適応……………○

2-6 その他

- 1) 役員外の会員登用によるプロジェクトチームの創設……………×
- 2) 中長期計画の策定……………○
- 3) 医療技術関係団体との連携……………△
- 4) 技師会センター長期修繕計画の立案……………○

最後に、ますます勤務先の業務が過重になる時に、役員として尽力いただいた関係各位、そしてご支援をいただきました会員各位に厚く御礼申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い致します

平成22年度各事業報告

1. 総務事項報告

(1) 平成22年度役員は次のとおりである。

役職名	氏名	担当
会長	小川 清	
副会長	堀江 好一	
	橋本 里見	
監事	山本 英明	

	鈴木 正人	
顧問	和田 幸人	
常任理事	田中 宏	総務
	矢部 智	総務
	松田 恵雄	編集・情報
	結城 朋子	財務
	富田 博信	学術
	中村 正之	公益
理事	八木沢英樹	総務・第一地区
	肥沼 武司	編集・情報・第二地区
	澁市 直紀	総務・第三地区
	長谷川英治	総務・第四地区
	矢崎 一郎	総務・第五地区
	石川 直哉	総務・第六地区
	尾形 智幸	学術
	西山 史朗	学術
	小林 剛	学術
	潮田 陽一	編集・情報
	星野 弘	公益
渉外マネージャー	石栗 一男	学術

(2) 会議開催状況

ア. 総会

平成21年度第25回社団法人埼玉県放射線技師会臨時総会（予算）を平成22年3月14日（日）、大宮ソニックシティ市民ホールにおいて会員98名が出席、委任状提出549名、合計647名にて開催した。総会では平成22年度事業計画案および平成22年度予算案について審議し決議した。

平成21年度第26回社団法人埼玉県放射線技師会定期総会（決算）を平成22年5月29日（土）、埼玉会館2Fラウンジにおいて会員55名が出席、委任状提出869名、合計924名にて開催した。総会では平成21年度事業報告および平成21年度会計決算報告について審議し決議した。また、定款変更決議があり特別決議に基づいて審議し、決議した。

イ. 理事会は下記のとおり6回開催し、重要案件について審議し決議した。

理事会開催状況

	年月日	開催場所
1	22. 04. 07	技師会センター
2	22. 05. 12	同
3	22. 08. 04	同
4	22. 10. 06	同
5	22. 12. 01	同
6	23. 02. 02	同

ウ. 常任理事会は下記のとおり6回開催し、理事会への提案議題の審議ならびに決定事項について処理した。

常任理事会開催状況

	年 月 日	開 催 場 所
1	22. 06. 02	技師会センター
2	22. 07. 07	同
3	22. 09. 02	同
4	22. 11. 10	同
5	23. 01. 05	同
6	23. 03. 02	同

エ. その他

役員研修会、連絡会議、予算会議並びに公益法人改革検討会議を開催、会務の重要事項について審議立案し、必要事項を調整しこれを処理した。

役員研修会

	年 月 日	開 催 場 所
1	23. 02. 23	技師会センター

連絡会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	22. 05. 06	技師会センター
2	22. 07. 28	同
3	22. 09. 29	同
4	22. 11. 24	同
5	23. 01. 26	同
6	23. 03. 30	同

予算会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	22. 11. 24	技師会センター

公益法人改革検討会議

	年 月 日	開 催 場 所
12	22. 05. 19	技師会センター
13	22. 06. 17	同
14	22. 08. 18	同
15	22. 09. 15	同
16	22. 11. 17	同
17	23. 12. 15	同
18	23. 01. 19	同
19	23. 02. 16	同

(3) 各委員会開催状況

各委員会開催状況は別表のとおりである。

委員会名	開催年月日
総務・財務委員会	22. 05. 25
総会運営委員会	22. 03. 14
	22. 05. 29

編集情報委員会	22. 04. 13
	22. 04. 27
	22. 06. 10
	22. 06. 24
	22. 08. 10
	22. 08. 26
	22. 10. 12
	22. 10. 26
	22. 12. 14
	23. 02. 08
23. 02. 22	
学術委員会	22. 05. 11
	22. 06. 15
	22. 07. 20
	22. 09. 17
	22. 10. 05
	22. 10. 23
	22. 11. 16
	22. 12. 14
	23. 02. 21
	公益委員会
22. 04. 09	
22. 05. 18	
22. 06. 23	
22. 11. 05	
23. 01. 13	
北関東地域会長会議	22. 05. 15
	22. 10. 08
	23. 02. 12

表彰委員会

	年 月 日	開 催 場 所
1	22. 05. 08	メール会議

(4) 各種委員会名簿

ア. 表彰委員会

役職名	氏名
委員	小川 清 藤間 英雄
	渡辺 弘 小島 精一
	堀江 好一 橋本 里見
	田中 宏 矢部 智

イ. 医療画像展実行委員会(秩父会場)

役職名	氏名
実行委員長	吉田 真一
副実行委員長	長谷川英治 山田 伸司
実行委員	尾川 光弘 萩原 貴之
	斉藤 幸夫 小林 茂幸
	玉川 敏 横田 文克
	豊田 薫 小柳 洋二
	山崎由紀敏 浅見 肇
	山中 隆二 近藤 和彦
	旭 拓也

ウ.医療画像展実行委員会（深谷会場）

役職名	氏名
実行委員長	齊藤 幸夫
副実行委員長	長谷川英治
実行委員	山田 伸司 山崎由紀敏
	尾川 光弘 吉田 真一
	萩原 貴之 小林 茂幸
	桐生 幸恵 成田 麻美
	江守亜矢子 清水ゆかり
	佐藤 雄一 旭 拓也

エ. 医療画像展実行委員会（さいたま会場）

役職名	氏名
	東日本大震災のため中止

オ. 医療画像展実行委員会（浦和会場）

役職名	氏名
実行委員長	八木沢英樹
副実行委員長	双木 邦博 草間 勇一
実行委員	鈴木 春彦 折原 博幸
	渡辺 玲海 浜野 洋平
	土田 拓治

カ. 医療画像展実行委員会（川越会場）

役職名	氏名
実行委員長	澁市 直紀
実行委員	星野 孝之
	沼本 健一 永井 敦志
	吉田恵理子 八木里枝子
	戸矢 雅人 栗田 京介

キ. 医療画像展実行委員会（所沢会場）

役職名	氏名
実行委員長	肥沼 武司
実行委員	武田 義昭 瀧澤 誠
	安保 靖彦 藤井 大吾
	中邑 友香 伊藤 寿哉
	柴 俊幸 霜田 哲徳

ク. 医療画像展実行委員会（入間市会場）

役職名	氏名
実行委員長	肥沼 武司
実行委員	武田 義昭 瀧澤 誠
	霜田 哲徳 宮野 博希
	千田 秀俊

ケ. 医療画像展実行委員会（越谷市会場）

役職名	氏名
実行委員長	矢崎 一郎
実行委員	中村 正之 鈴木 孝

	栗田 幸喜 金子 初穂
	矢部 智 芦葉 弘志

コ. 編集・情報委員会

役職名	氏名
委員長	松田 恵雄
副委員長	潮田 陽一 肥沼 武司
委員	村田 雅弘 富田 欣治
	栗田 幸喜 江守亜矢子
	阿野 匡昭 川田 俊彦
	柳田 智 白石 圭
	柏 達司 市川 隆史
	諏訪 和明 栗田 裕樹

サ. 学術委員会

役職名	氏名
委員長	富田 博信
副委員長	尾形 智幸 西山 史朗
副委員長	小林 剛 石栗 一男
委員	田中 宏 塚田 高志
	石井 沙織 村田 光俊
	岡田 智子 中根 淳
	城處 洋輔 大森 正司
	佐々木 健

シ. ソフトボール大会実行委員会

役職名	氏名
大会長	堀江 好一
実行委員	田中 宏 田中 達也
	長谷川英治 平野 雅也
	橋本 里見 松田 恵雄
	潮田 陽一 肥沼 武司
	澁市 直紀 西山 史郎
	矢崎 一郎 石川 直哉
	矢部 智

ス. 公益委員会

役職名	氏名
委員長	中村 正之
副委員長	星野 弘 太田 良平
	磯田 一巳 長谷部和仁
	工藤 安幸
	大嶋 健悟

セ. 総務・財務委員会

役職名	氏名
委員長	田中 宏
副委員長	矢部 智 結城 朋子
委員	堀江 好一 橋本 里見

八木沢英樹	洪市 直紀
長谷川英治	矢崎 一郎
石川 直哉	田中 達也
岡田 義和	平野 雅弥
千田 俊秀	

ソ. 総会運営委員会 (予算) (未開催)

役職名	氏名
委員長	間山金太郎
委員	浜野 洋平 栗田 恭介
	小林 茂幸 金子 初穂
	榎本 雅彦

タ. 総会運営委員会 (決算)

役職名	氏名
委員長	小池 正行
委員	浜野 洋平 栗田 恭介
	小林 茂幸 金子 初穂
	榎本 雅彦

チ. 総会実行委員会

役職名	氏名
委員長	堀江 好一
副委員長	田中 宏
委員	橋本 里見 矢部 智
	松田 恵雄 結城 朋子
	中村 正之 富田 博信

ツ. 選挙管理委員会

役職名	氏名
委員長	大嶋 健吾
委員	阿野 匡昭 柴 俊幸
	栗田 恭介 尾川 光弘
	榎本 雅彦

テ. 第26回埼玉放射線学術大会実行委員会

役職名	氏名
大会長	橋本 里見
実行委員長	富田 博信
副実行委員長	堀江 好一
委員	田中 宏 矢部 智
	結城 朋子 八木沢英樹
	洪市 直紀 長谷川英治
	矢崎 一郎 石川 直哉
	田中 達也 岡田 義和
	平野 雅弥 千田 俊秀
	富田 博信 尾形 智幸
	西山 史朗 小林 剛
	石栗 一男 塚田 高志

越沼 沙織	村田 光俊
岡田 智子	中根 淳
城處 洋輔	大森 正司
佐々木 健	松田 恵雄
潮田 陽一	肥沼 武司
村田 雅弘	富田 欣治
栗田 幸喜	江守亜矢子
阿野 匡昭	川田 俊彦
柳田 智	白石 圭
柏 達司	市川 隆史
諏訪 和明	栗田 裕樹
中村 正之	星野 弘
磯田 一巳	太田 良平
工藤 安幸	長谷部和仁
大嶋 健悟	近藤 忠晴
金子 初穂	染野 智弘
浜野 洋平	

ト. 公益法人改革検討委員会

役職名	氏名
委員長	堀江 好一
副委員長	橋本 里見 結城 朋子
委員	小川 清 松田 恵雄
	矢部 智 西山 史朗
	中村 正之 潮田 陽一
	星野 弘 長谷川英治
	洪市 直紀 肥沼 武司
	尾形 智幸 石川 直哉
	小林 剛 矢崎 一郎
	富田 博信 八木沢英樹
	田中 宏

(5) 表彰

公衆衛生事業功労協会表彰 (敬称略)

峯崎 隆

日本放射線技師会表彰

永年30年勤続者表彰 (8名、敬称略)

岡田 省司 小池 正行 高野 正典

野口 勉 松坂 宏夫 茂木 幹夫

山崎 節雄 山本 征広

埼玉県放射線技師会表彰

永年40年勤続者表彰 (2名、敬称略)

土屋 幸雄 鈴木 繁夫

永年20年勤続者表彰 (13名、敬称略)

荒川 昇 飯野 進 石塚 光次

桜井 靖雄 鈴木 孝 瀧澤 誠



田中 達也 中嶋 剛 美頭 義和  
 星野 弘 小野 陽子 加藤 芳人  
 田沼 道夫

感謝状

さいたま赤十字病院

(6) 物故者

なし

(7) 会員の動向 (平成23年3月31日現在)

項 目	会 員 数
平成21年度末 会員数	1,185名
平成22年度 新入会者数	44名
再入会者数	2名
転入者数	6名
転出者数	13名
退会者数	28名
平成22年度末 会員数	1,196名

(8) 平成22年度賛助会員 22社 (順不同)

シーメンス旭メディテック株式会社  
 GEヘルスケアジャパン株式会社  
 東芝メディカルシステムズ株式会社  
 株式会社三田屋製作所  
 株式会社日立メディコ  
 株式会社メディカル・サービスT&K  
 コニカミノルタヘルスケア株式会社  
 第一三共株式会社  
 ケアストリームヘルス株式会社  
 株式会社エルクコーポレーション  
 株式会社カイゲン  
 富士フイルムメディカル株式会社  
 株式会社鯨屋 株式会社島津製作所  
 日本メジフィジックス株式会社  
 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンメディカルシステムズ  
 エーザイ株式会社  
 東洋メディック株式会社  
 日本メドラッド株式会社  
 株式会社ケーアイシーメディカルシステム  
 コヴィディエンジャパン株式会社  
 バイエル薬品株式会社  
 富士フイルムRIファーマ株式会社

2. 学術教育活動

(1) 第9回胸部認定講習会

開催日時：平成22年10月26日、10月28日、11月2日、11月3日、11月9日

場 所：さいたま赤十字病院  
 講 師：大倉康男、宮沢浩治、中田正幸、  
 富田博信、田中 宏、土田拓治

参 加 者：22名

(2) 第10回上部消化管検査認定講習会

開催日時：平成22年10月7日、10月14日、10月19日、10月21日、10月31日

場 所：さいたま赤十字病院  
 講 師：工藤 泰、石栗一男、馬場保昌、  
 大倉康男

参 加 者：10名

(3) 第2回CT認定講習会

開催日時：平成22年11月28日、平成23年1月16日、平成23年1月30日

場 所：済生会川口総合病院  
 講 師：富田博信、小林隆幸、双木邦博、  
 中根 淳、萩原芳広、八木沢英樹、  
 志藤正和、田中 功、弓場孝治、  
 手塚一明、八町 淳

参 加 者：38名

(4) 第2回救急セミナー

開催日時：平成23年1月22日

場 所：さいたま赤十字病院  
 講 師：千葉礼子、小池正行、富田博信、  
 中根 淳、城處洋輔

参 加 者：40名

(5) 胸部・上部消化管検査認定試験

開催日時：平成22年11月14日

場 所：さいたま赤十字病院  
 参 加 者：胸部22名 上部消化管10名

(6) CT認定試験

開催日時：平成23年1月30日

場 所：済生会川口総合病院  
 参 加 者：45名

(7) 平成22年度胸部認定者

指 導 員：湯浅智儀、笹原重治  
 準指導員：森 智史、丸 武史、片岡有香、  
 岡本泰正、脇谷正行、川崎英真、  
 茂木雅和、坂田裕美子、山村慎二

(8) 平成22年度上部消化管検査認定者

指 導 員：大森正司、池田圭介  
 準指導員：青柳佳男、霜田哲徳

(9) 平成22年度CT認定者

指 導 員：染野智弘、城處洋輔

準指導員：湯浅智儀、松本洋栄、大塚和也、  
岡田拓司、今出克利、柴 俊幸、  
浅見公一、佐々木 健、吉澤俊佑、  
江守亜矢子、永盛光明、城處身奈、  
栗原良樹、北澤健司、戸矢雅人、  
八木沢英樹、岡本泰正、新堀隆男、  
蒲田淳一、河原 剛、鈴木佳也、  
早瀬 学

(10) 診療放射線技師基礎講習MRI検査

開催日時：平成22年12月5日  
場 所：大宮法科大学院  
参 加 者：90名

(11) 第26回埼玉放射線学術大会

東北関東大震災により中止  
開催予定日：平成22年3月13日  
場 所：日本医療科学大学

3. 編集・情報活動報告

(1) 編集活動報告

平成22年度の編集活動として、会誌「埼玉放射線」の発行を第58巻第213号から第59巻第218号まで、計6回発刊いたしました。特に、第58巻第215号には医用画像モニタ会社4社との合同企画で「液晶モニタ特集」を、第58巻216号からは、SAITAMA MRI Conferenceとの連載企画として「連載企画MRI」を掲載しております。

(2) 情報活動報告

ア「会員向けHP」

- 1) 学術案内 (60件)
- 2) 巻頭言 (4件)
- 3) 会告 (4件)
- 4) 各地区イベント (2件)
- 5) 資料 (1件)
- 6) 報告 (1件)

イ「一般向けHP」

- 1) 第2地区市民公開講座「乳がん」
- 2) 県民公開講座「頸動脈超音波」
- 3) わくわく☆さいたま☆いきいき祭り 2011

ウ「メールマガジン配信」

- 1) 14件 no.35

4. 役員・委員研修会

開催日時：平成23年2月23日 (水)  
場 所：技師会センター

参加者：17名

5. 福利・厚生活動

(1) 第35回ソフトボール大会

開催日時：平成22年10月31日 (日)  
場 所：東京石油保険組合東松山グラウンド  
台風により中止

(2) 平成23年新春の集い

開催日時：平成23年1月7日 (金)  
場 所：大宮サンパレス  
参加者：101名  
会員47名、新入会員11名、賛助会員43名 (22社)

6. 財務報告

決算関係報告は総会にて行う。

7. 公益活動

(1) 平成22年度医療画像展 (秩父会場)

開催日時：平成22年6月6日 (日)  
場 所：秩父市保健センター

(2) 第26回放射線技師総合学術大会 骨密度測定

開催日時：平成22年7月2日～4日  
場 所：東京国際フォーラム

(3) 平成22年度医療画像展 (越谷会場)

開催日時：平成22年10月24日 (日)  
場 所：越谷市役所庁舎

(4) 平成22年度医療画像展 (深谷会場)

開催日時：平成22年10月31日 (日)  
場 所：深谷ピクチャートル

(5) 平成22年度医療画像展 (川越会場)

開催日時：平成22年11月7日 (日)  
場 所：川越市総合保健センター

(6) 日本放射線技師会 レントゲン週間

開催日時：平成22年11月7日 (日)  
場 所：東京品川 THE GRAND HALL

(7) 平成22年度医用画像展 (所沢市健康まつり)

開催日時：平成22年11月14日 (日)  
場 所：所沢市保健センター

(8) 第9回市民公開講座 (所沢会場)

開催日時：平成22年11月17日 (水)  
場 所：所沢市保健センター

(9) 平成22年度医療被ばく相談セミナー

開催日時：平成22年11月18日 (木)

- 場 所：埼玉会館
- (10) 平成22年度ヘルシー・フロンティア埼玉県民会議  
開催日時：平成23年1月18日（火）  
場 所：埼玉県民健康センター
- (11) 平成22年度越谷市くらしの会 市民公開講座  
開催日時：平成23年2月19日（土）  
場 所：越谷市中央市民会館
- (12) 平成22年度医療画像展（浦和会場）  
開催日時：平成23年3月12日（土）  
場 所：浦和パルコ
- (13) 平成22年度医用画像展（入間会場）  
開催日時：平成23年3月13日（日）  
場 所：入間市健康福祉センター
- (14) 第26回埼玉放射線学術大会 県民公開講座  
開催日時：平成23年3月13日（日）  
場 所：日本医療科学大学  
東日本大震災の為に中止
- (15) 被ばく相談（志木会場）  
開催日時：平成22年5月23日（日）  
平成22年7月25日（日）  
平成22年9月26日（日）  
平成22年11月28日（日）  
平成23年1月23日（日）  
平成23年3月27日（日）  
計6回  
場 所：志木市総合福祉センター

## 8. 地区報告

### 第一地区

地区理事	八木沢英樹		
監 事	橋本 里見	宮澤 浩治	
役 員	太田 良平	阿野 匡昭	
	双木 邦博	佐藤 吉海	
	浜野 洋平	城處 洋輔	
	草間 勇一	齊藤美智子	
	小笠原洋介		

- (1) 第1回 第一地区役員会  
開催日時：平成22年5月13日（木）18：30～20：30  
場 所：埼玉社会保険病院  
参 加 者：8名
- (2) 第1回 第一地区勉強会  
開催日時：平成22年7月12日（月）19：00～21：00  
場 所：済生会川口総合病院  
内 容：

- ア、PACS関連の勉強会  
各社PACS関連の特徴、topics  
講 師：(株) 東芝メディカルシステムズ SI事業部  
システム営業担当 佐藤 敦 氏  
「モダリティテクノロジーと融合する次世代PACS（RapidEyeCORE）の紹介」  
講 師：(株) 富士フイルムメディカル北関東ITソリューションセンター  
山田 忠洋 氏  
「医療ITソリューションSYNAPSEについて」  
講 師：(株) シーメンス旭メディテックマーケティング本部IKM事業部  
谷口 貴久 氏  
「New Imaging Software：“syngo.via”のご紹介」  
イ、モニター管理について  
「液晶モニタの基礎とモニタ品質管理について」  
講 師：(株) ナナオ営業1部メディカル課  
小川 滋久 氏
- ウ、施設ごとのPACSシステム構成仕様等を比較検討  
参加人数：40名
- (3) 「わくわく☆さいたま☆いきいき祭り」第1回実行委員会  
開催日時：平成22年10月4日（月）10：00～12：00  
場 所：さいたま市民活動センター  
参 加 者：1名
- (4) 第2回 第一地区役員会  
開催日時：平成22年10月28日（木）18：30～20：30  
場 所：埼玉社会保険病院  
参 加 者：11名
- (5) 第2回 第一地区勉強会  
開催日時：平成22年12月2日（木）19：00～20：30  
場 所：埼玉会館 7階 7A会議室（くぬぎ）  
内 容：  
ア、MMG関連の勉強会  
MMG検診施設画像認定施設更新について  
講 師：(財)埼玉県健康づくり事業団 宮城恒子  
埼玉社会保険病院 早瀬将子  
検診マンモグラフィー撮影認定技師更新について  
講 師：済生会川口総合病院 飯嶋亜弥子  
講 師：済生会川口総合病院 土田拓治  
イ、メーカープレゼンテーション（3社）  
デジタルマンモグラフィー用CADについて  
講 師：(株) GEヘルスケア・ジャパン営業技術部

- 阿久津 拓光 氏  
 講師：(株)日立メディコXR営業部  
 小松 浩樹 氏  
 講師：(株)シーメンス・ジャパンヘルスケア  
 事業本部 橋本 尚美 氏  
 参加人数：37名
- (6)「わくわく☆さいたま☆いきいき祭り」第3回実行委員会  
 開催日時：平成22年12月6日(月) 10:00~12:00  
 場所：さいたま市民活動センター  
 参加者：1名
- (7)「わくわく☆さいたま☆いきいき祭り」第4回実行委員会  
 開催日時：平成23年1月17日(月) 10:00~12:00  
 場所：さいたま市民活動センター  
 参加者：1名
- (8) 第3回 第一地区役員会  
 開催日時：平成23年2月1日(火) 18:30~20:30  
 場所：埼玉社会保険病院  
 参加者：6名
- (9)「わくわく☆さいたま☆いきいき祭り」第5回実行委員会  
 開催日時：平成23年2月7日(月) 10:00~12:00  
 場所：さいたま市民活動センター  
 参加者：1名
- (10)「わくわく☆さいたま☆いきいき祭り」第6回実行委員会  
 開催日時：平成23年3月7日(月) 10:00~12:00  
 場所：さいたま市民活動センター  
 参加者：1名
- (11) 地区総会・第3回 第一地区勉強会  
 ア、地区総会  
 開催日時：平成23年3月8日(火) 19:00~20:30  
 場所：埼玉会館 7階 7A会議室(くぬぎ)  
 イ、FPD関連の勉強会  
 フィルムメーカーによるFPD情報(3社)  
 「革新的ワイヤレスフラットパネル DRX-1のご紹介」  
 講師：(株)ケアストリームヘルス(コダック)  
 販売企画本部 東日本メディカル販売促進部マネージャー 山下 正司 氏  
 「新型高性能バッテリーを搭載したコードレス型DR」  
 講師：(株)コニカミノルタヘルスケア 北関

- 東支店販売 沼崎 明 氏  
 「FUJIFILMのCALNEOシリーズ紹介」  
 講師：(株)富士フィルムメディカル  
 宮野 武晴 氏  
 参加者：31名
- (12) 第一地区として健康フェア参加「心と体の健康」  
 開催日時：平成23年3月12日(土) 10:00~16:00  
 場所：さいたま市市民活動サポートセンター  
 コムナーレ9階さいたま市市民のひろば  
 骨密度測定者：106名
- 第二地区
- |          |             |
|----------|-------------|
| 会長(地区理事) | 肥沼 武司       |
| 副会長      | 武田 義昭       |
| 監事       | 奥田 覚 園部 明彦  |
| 会計       | 藤井 大悟       |
| 役員       | 霜田 哲徳 瀧澤 誠  |
|          | 今井 真仁 伊藤 寿哉 |
|          | 柴 俊幸 千田 俊秀  |
- (1) 親睦花見会  
 開催日時：平成22年4月4日(日) 10:00~14:00  
 場所：航空記念公園  
 参加者：20名
- (2) 地区役員会  
 開催日時：平成22年4月19日(月) 18:30~20:00  
 場所：国立障害者リハビリテーションセンター  
 参加者：7名
- (3) 地区役員会地区会誌発行  
 開催日時：平成22年5月24日(月) 18:30~20:00  
 場所：国立障害者リハビリテーションセンター  
 参加者：9名
- (4) 第1回勉強会  
 開催日時：平成22年6月24日(木) 18:30~20:00  
 場所：所沢市保健センター  
 内容：  
 ア、「腹部超音波」  
 講師：豊岡第一病院 田中克也  
 イ、「頭部CT」  
 講師：済生会川口総合病院 富田博信  
 参加者：35名
- (5) 納涼会  
 開催日時：平成22年7月16日(金) 19:00~21:00  
 場所：所沢市  
 参加者：18名

(6) 第2回勉強会

開催日時：平成22年9月16日（木）18：30～

場 所：所沢市保健センター

内 容：

ア、「カイゲン製品紹介」

講 師：株式会社カイゲン 永長 正樹 氏

イ、「埼玉西部地区医療画像研究会 症例検討」

講 師：石心会狭山病院 藤井大悟

参 加 者：34名

(7) 地区役員会

開催時期：平成22年10月4日（月）18：30～

場 所：国立障害者リハビリセンター

参 加 者：9名

(8) 医用画像展（所沢市健康まつり）

開催日時：平成22年11月14日（日）10：00～15：00

場 所：所沢市保健センター

来 場 者：健康まつり1141名

医用画像展400名

骨密度測定350名

(9) 第9回市民公開講座

開催日時：平成22年11月17日（水）18：00～

場 所：所沢市保健センター

内 容：

ア、「乳がんを体験して」

講 師：篠崎菜穂子

イ、「乳房撮影（マンモグラフィ）について」

講 師：所沢市市民医療センター 中邑友香

ウ、「乳がん～検診の意義と最新治療～」

講 師：瀬戸病院 佐藤一彦

参 加 者：50名

(10) 忘年会

開催日時：平成22年11月17日（水）20：30～

場 所：所沢

参 加 者：18名

(11) 地区監査

開催日時：平成23年2月17日（木）18：30～19：00

場 所：狭山中央病院

参 加 者：4名

(12) 第3回勉強会 定期総会

開催日時：平成23年2月24日（木）18：30～

場 所：所沢市保健センター

内 容：

ア、「シーメンス 一般撮影システムの最新情報」

講 師：シーメンス・ジャパン 荒川 泰一郎 氏

イ、定期総会

ウ、「右脳で考える一般撮影法」

講 師：防衛医科大学校病院 小池正行

参 加 者：33名

(13) 医用画像展（入間市健康まつり）

開催日時：平成23年3月13日（日）10：00～

場 所：入間市健康福祉センター

来 場 者：医用画像展150名

第三地区

地区理事 澁市 直紀

会計幹事 佐治 明

会計監査 今井 昇

役 員 星野 孝之 沼本 健一 永井 敦志

戸矢 雅人 栗田 京介

(1) 第1回勉強会（役員会）

開催日時：平成22年6月24日（木）19：00～

場 所：埼玉医科大学総合医療センター 5F

小講堂

内 容：

ア、『平成22年度 診療報酬改訂について』

講 師：Covidien Japan 株式会社

営業統括部 関東Region 埼玉team

多田 和義 氏

イ、『SOMATOM Definition の使用経験』

講 師：埼玉医科大学総合医療センター

中央放射線部 CT検査室 河原 剛

参 加 者：32名

(2) 第24回 川越健康まつり 第1回実行委員会

開催日時：平成22年7月22日（木）

場 所：川越市総合保健センター 地域活動室

議 題：第24回 川越健康まつりについて

参 加 者：1名

(3) 納涼会

開催日時：平成22年7月24日（土）19：00～

場 所：川越プリンスホテル9F

『ブッフエレストラン エトワール』

参 加 者：17名（新人7名）

(4) ボーリング大会（役員会）

開催日時：平成22年10月28日19：00～21：00

場 所：川越ボーリングセンター

参 加 者：13名

(5) 第24回 川越健康まつり

ア、設営準備

- 開催日時：平成22年11月6日（土） 13：00～  
場 所：川越総合保健センター 川越市小ヶ谷 817-1  
参 加 者：理事、地区役員5名、協力会員2名、メーカー1名 計9名
- イ、第24回 川越健康まつり「川越みんなの健康プラン家族そろって健康づくり」  
開催日時：平成22年11月7日（日） 8：30～  
場 所：川越総合保健センター 川越市小ヶ谷 817-1  
参 加 者：理事、地区役員5名、協力会員2名、メーカー3名 計11名  
内 容：『あなたのための医療画像展』コーナー パネル展示とその説明  
各種放射線検査についての説明  
乳房用X線撮影装置の説明  
ワークステーション（Konica & GE yokogawa）体験  
来場者に川越お菓子屋横丁 駄菓子の景品配布  
医療画像に関するクイズ  
（参加者に川越お菓子屋横丁ご用達餅飴）  
参 加 者：621人（総数2685人）
- (6) 第2回勉強会  
開催日時：平成22年11月25日（木） 19：00～  
場 所：埼玉医科大学国際医療センター C棟1階 カンファレンスルーム13  
内 容：【造影剤と腎障害】  
講 師：バイエル薬品株式会社 越膳 久之 氏
- (7) 第24回 川越健康まつり 第3回実行委員会  
開催日時：平成22年11月26日（金）  
場 所：川越総合保健センター 川越市小ヶ谷 817-1  
参 加 者：1名  
内 容：第24回 川越健康まつり 事業報告 実施状況報告  
来場者調査結果報告  
第25回 川越健康まつり 開催計画
- (8) 新年会  
開催日時：平成23年1月8日（土） 19：00～  
場 所：和風居酒屋 旬天旬菜 然（ぜん）  
参 加 者：22名

- (9) 第3回勉強会（東日本大震災のため中止）  
開催日時：平成23年3月24日 19：00～  
場 所：埼玉医科大学総合医療センター  
内 容：造影剤の安全性と緊急時の対応 RSNA2010のご報告  
講 師：Covidien Japan 株式会社 営業統括部 関東Region 埼玉team 多田 和義 氏
- (10) 平成22年度総会（東日本大震災のため中止）  
開催日時：平成23年3月24日 19：00～  
場 所：埼玉医科大学総合医療センター  
内 容：事業報告・会計報告  
平成23年度新理事選出、役員改選、事業計画（案）

第四地区

会 長（地区理事）長谷川英治  
副会長 山田 伸司  
会 計 山崎由紀敏  
地域担当 尾川 光弘 齊藤 幸夫  
小林 茂幸 吉田 真一  
萩原 貴之  
監 事 萩元 孝 白石 雄一

- (1) 地区役員会  
開催日時：平成22年4月30日（金） 18：30～  
場 所：深谷赤十字病院  
参 加 者：5名参加
- (2) 医療画像展  
開催日時：平成22年6月6日（日） 10：00～  
場 所：秩父市保健センターまつり  
実行委員：16名  
来 場 者：約200名  
骨密度測定者：140名
- (3) 地区勉強会  
開催日時：平成22年6月17日（木） 18：30～  
場 所：さくらめいと 第1会議室  
内 容：  
ア、2010年最新CT技術の紹介  
講 師：GEヘルスケアジャパン 山崎 弘樹 氏  
イ、2010年最新MR技術の紹介  
講 師：GEヘルスケアジャパン 鈴木 靖彦 氏  
ウ、2010年診療報酬改定概略の説明  
講 師：GEヘルスケアジャパン 小林 和子 氏  
参 加 者：37名

- (4) 平成22年度第4地区納涼会  
 開催日時：平成22年7月30日（金）19：00～  
 場 所：熊谷市 居酒屋半次郎  
 参加者：37名
- (5) 地区役員会  
 開催日時：平成22年9月14日（火）18：30～  
 場 所：深谷赤十字病院  
 参加者：6名
- (6) 地区勉強会  
 開催日時：平成22年10月21日（木）18：30～  
 場 所：さくらめいと 第1会議室  
 内 容：液晶モニタの基礎知識  
 液晶モニタの品質管理と実践  
 講 師：株式会社ナナオ  
 参加者：29名
- (7) 深谷市福祉健康まつり 医療画像展  
 開催日時：平成22年10月31日（日）10：00～  
 場 所：深谷市ビッグタートル  
 実行委員：14名  
 来 場 者：約350名  
 骨密度測定者：250名
- (8) 平成22年度第4地区忘年会  
 開催日時：平成22年11月25日（木）19：00～  
 場 所：キングアンバサダーホテル熊谷  
 参加者：55名
- (9) 地区役員会（役員メール会議）  
 開催日時：平成22年1月7日（金）
- (10) 地区勉強会  
 開催日時：平成23年2月10日（木）18：30～  
 場 所：壮行会 行田総合病院  
 内 容：  
 ア、次世代CTの可能性  
 320列ADCT AruilionONEの紹介  
 講 師：東芝メディカルシステムズ  
 森山 和樹 氏  
 イ、行田総合病院 実機見学  
 参加者：43名
- (11) 平成22年度第4地区監査会および反省会  
 開催日時：平成22年3月10日（木）19：00～  
 場 所：さくら水産AZ熊谷店  
 参加者：10名
- (12) 地区役員会  
 開催日時：平成23年3月31日（木）18：30～  
 場 所：深谷赤十字病院
- 参加者：7名
- 第五地区  
 地区理事 矢崎 一郎  
 地区役員 上田 圭二 大嶋 健悟  
 金子 初穂 鈴木 孝  
 中村 禎志 中村 正之  
 町永 努 矢部 智
- (1) 地区役員会  
 開催日時：平成22年6月10日（木）18：30～  
 場 所：獨協医科大学越谷病院  
 参加者：8名
- (2) 第五地区親睦ゴルフ大会  
 開催日時：平成22年6月13日（日）  
 場 所：大日向カントリー倶楽部  
 参加者：11名
- (3) 越谷市民祭り事業室会議  
 開催日時：平成22年6月22日（火）14：00～  
 場 所：越谷中央公民館  
 参加者：1名
- (4) 越谷市民祭り事業室会議  
 開催日時：平成22年7月13日（火）14：00～  
 場 所：越谷中央公民館  
 参加者：1名
- (5) 地区勉強会  
 開催日時：平成22年9月10日（金）18：30～  
 場 所：越谷中央公民館  
 内 容：一般撮影への取り組み方 撮影のコツ  
 講 師：春日部市立病院 工藤年男氏  
 参加者：61名
- (6) 懇親会  
 開催日時：平成22年9月10日（金）  
 場 所：はなの舞 越谷  
 参加者：14名
- (7) 越谷市民祭り事業室会議  
 開催日時：平成22年9月14日（火）14：00～  
 場 所：越谷中央公民館  
 参加者：1名
- (8) 越谷市民祭り事業室会議  
 開催日時：平成22年10月12日（火）14：00～  
 場 所：越谷中央公民館  
 参加者：1名
- (9) 地区役員会  
 開催日時：平成22年10月14日（金）18：30～

- 場 所：はなの舞 越谷  
 参 加 者：3名
- (10) 越谷市民祭り  
 開催日時：22年10月24日（日）9：00～15：00  
 場 所：越谷市役所内 参加実行委員7名  
 参 加 者：医療画像展来場者：約500人  
 骨密度測定：403名
- (11) 地区ゴルフ大会  
 開催日時：平成22年11月3日（火）  
 場 所：足利カントリー飛駒コース  
 参 加 者：15名
- (12) 地区役員会  
 開催日時：平成22年12月10日（金）  
 場 所：はなの舞  
 参 加 者：5名
- (13) 地区勉強会  
 開催日時：平成22年度2月18日（金）19：00～  
 場 所：越谷中央公民館  
 参 加 者：8名  
 内 容：放射線部門におけるネットワークの基礎と必要性  
 講 師：アライドテレシス株式会社
- (14) 懇親会  
 開催日時：平成22年2月19日（金）  
 場 所：はなの舞 越谷  
 参 加 者：8名

第六地区

会 長（地区理事）	石川 直哉
副会長	高嶋 豊
監 事	新井 俊吉 濱守 誠
学 術	北澤 健司 佐々木 健
	横山 寛 辻村明日香
広 報	小川原佳和
総 務	榎本 雅彦 大角 哲也
会 計	岡田 智子 中島 有里

- (1) 地区役員会  
 開催日時：平成22年4月22日（木）  
 場 所：さいたま赤十字病院  
 参 加 者：8名
- (2) 平成22年度 第六地区会第1回定期講習会  
 開催日時：平成22年6月3日（木）  
 場 所：さいたま赤十字病院  
 内 容：

- ア、『第六地区役員施設におけるアンケート調査』  
 講 師：指扇病院 榎本 雅彦
- イ、『当院の乳腺診断』  
 講 師：さいたま赤十字病院 岡田 智子
- ウ、『造影剤の副作用について』  
 講 師：西大宮病院 北澤 健司  
 参 加 者：22名
- (3) 第六地区会納涼会  
 開催日時：平成22年7月1日（木）  
 場 所：魚河岸料理酒場「えん」  
 参 加 者：20名
- (4) ボーリング大会  
 開催日時：平成22年9月11日（木）16：00～  
 場 所：スポーツ上尾スポーツレーンズ  
 参 加 者：22名
- (5) 平成22年度 第六地区会第2回定期講習会  
 開催日時：平成22年11月4日（木）19：00～  
 場 所：上尾中央総合病院  
 内 容：  
 ア、『ブラウン変法とニフレック・ガスモチン併用との比較』  
 講 師：丸山記念総合病院 高嶋 豊  
 イ、『コメデディカルスタッフに対するMRI検査講習会を開催して～臨床画像を中心に～』  
 講 師：上尾中央総合病院 放射線技術部 矢島 慧介  
 ウ、『当院におけるステレオマンモトームの現状』  
 講 師：埼玉県立がんセンター 坂本 恭子  
 参 加 者：40名
- (6) 第六地区会忘年会  
 開催日時：平成22年11月25日（木）19：00～  
 場 所：大宮個室物語 竹取御殿  
 参 加 者：25名
- (7) 地区役員会・監査  
 開催日時：平成23年3月7日（月）  
 場 所：さいたま赤十字病院  
 参 加 者：7名
- (8) 埼玉県放射線技師会第六地区会定期総会  
 第六地区会第3回定期講習会  
 東日本大震災のため中止
9. 研究会活動  
 (1) 医用画像研究会  
 読影支援業務（胸部単純、MMG、上部消化管）



開催日時：毎週月曜日、金曜日  
場 所：(社) 埼玉県放射線技師会センター

(2) 埼玉医用乳房画像研究会

ア、第16回東京・埼玉医用乳房画像研究会

講 師：堀江直子、石栗一男、田中 宏

開催日時：平成22年6月13日

場 所：さいたま赤十字病院

内 容：読影の基礎  
追加撮影  
追加撮影実習

参加者：102名

イ、第17回東京・埼玉医用乳房画像研究会

講 師：芦葉弘志、山下巧一、坂本恵美、  
神崎扇洋

開催日時：平成22年9月5日

場 所：さいたま赤十字病院

内 容：CT  
MRI  
RI  
放射線治療

参加者：42名

ウ、第18回東京・埼玉医用乳房画像研究会

講 師：土田拓治、瀬尾芳子、宮野武晴、  
太田恵理

開催日時：平成22年10月31日

場 所：さいたま赤十字病院

内 容：DICOM  
デジタルMMGの精度管理

参加者：52名

エ、第19回東京・埼玉医用乳房画像研究会

講 師：須藤 剛、越沼沙織

開催日時：平成22年12月19日

場 所：さいたま赤十字病院

内 容：デジタルMMGの平均乳腺線量測定  
ST-MMG

参加者：92名

オ、第20回東京・埼玉医用乳房画像研究会

講 師：逸見典子、永井祥子

開催日時：平成23年1月30日

場 所：さいたま赤十字病院

内 容：マンモグラフィについて  
乳腺病理

参加者：75名

カ、沖縄乳癌勉強会

講 師：二宮 淳、田中 宏

開催日時：平成22年3月5日

場 所：沖縄県総合福祉センター

内 容：乳癌の臨床  
乳癌の画像診断の役割

参加者：32名

(3) 埼玉消化管撮影研究会活動報告

ア、第29回 埼玉消化管撮影研究会

講 師：今出克利、工藤泰、腰塚慎二、大森正司

開催日時：平成22年5月8日(土)

場 所：さいたま赤十字病院 5F 講堂

内 容：レクチャーコーナー「食道撮影」、胃  
X検査の追加撮影の手技(part1)、注  
腸X線検査における病変の見つけ方と  
読み方、症例検討

参加者：82名

イ、第30回 埼玉消化管撮影研究会

講 師：平山幸司、千田俊秀、大森正司、  
工藤 泰、今出克利

開催日時：平成22年7月10日(土)

場 所：さいたま赤十字病院 5F 第3会議室

内 容：レクチャーコーナー「胃上部の撮影」、  
胃X線検査の追加撮影の手技(part2)、  
症例検討

参加者：97名

ウ、第31回 埼玉消化管撮影研究会

講 師：今出克利、腰塚慎二

開催日時：平成22年10月3日(日)

場 所：深谷赤十字病院 1F 多目的ホール

内 容：バリウムメーカー3社による製品案内、  
胃X線読影の基礎、注腸X線検査にお  
ける病変の見つけ方と読み方

参加者：63名

エ、第32回 埼玉消化管撮影研究会

講 師：木村俊雄、工藤泰、大森正司

開催日時：平成23年2月20日(日)

場 所：大宮法科大学院大学 2階講堂

内 容：NPO日本消化器がん検診精度管理機  
構について、胃がんX線検診 新しい  
基準撮影法、症例検討

参加者：94名

## 平成22年度（社）埼玉県放射線技師会理事会審議事項

1. 「退会届のフォーマット変更について」について審議し、承認した。（議案書番号：理-1）（承認）
2. 日本放射線技術学会\_\_第57回関東部会研究発表大会の後援依頼について審議し、承認した。（議案書番号：理-2）（承認）
3. 日本放射線技術学会\_\_第57回関東部会研究発表大会の合同企画開催についての可否について審議した。詳細については4月16日に関東部会と埼放技（理事と学術委員）で話し合いを持つ予定であり、ここで意見をいただき4月16日の内容を理事会総意として一任いただく旨、承認した。（議案書番号：理-3）（承認）
4. 被ばく相談所の開設につき審議し、承認した。（議案書番号：理4）（承認）
5. 埼玉医用画像研究会へサーベイメータの譲渡につき審議し、承認した。（議案書番号：理5）（承認）
6. 秩父市保健センターまつりの医療画像展の開催に際し、予算案の承認及び骨密度測定装置、展示パネル、のぼりの貸し出しについて審議し、承認した。（議案書番号：理-6）（承認）
7. 第26回埼玉学術大会開催の会場を大宮ソニックで行う件につき審議し、承認した。（議案書番号：理-7）（承認）
8. 新入会員について（議案書番号：理-8）（承認）
9. 第26回定期総会、平成21年度事業報告について審議し、承認した。（議案書番号：理-9）（承認）
10. 平成22年度保健文化賞の申請について審議し、承認した。（議案書番号：理-10）（承認）
11. 「埼玉放射線」スポット広告掲載について審議し、承認した。（議案書番号：理-11）（承認）
12. 東京都放射線技師会より医療機器安全管理責任者養成講習会の協賛名義使用について審議し、承認した。（議案書番号：理-12）（承認）
13. 被ばく相談員を募集、会誌掲載の件につき審議し、承認した。（議案書番号：理-13）（承認）
14. 新入会員につき審議し、承認した。（議案書番号：理-14）（承認）
15. 『さいたま赤十字病院』に感謝状の発行について審議し、承認した。（議案書番号：理-15）（承認）
16. 埼玉県放射線技師会 永年勤続者表彰について審議し、承認した。（議案書番号：理-16）（承認）
17. 交流事業として、会津大学へ理事（若干名）の派遣について審議し、承認した。（議案書番号：理-17）（承認）
18. 総会対策準備委員会（仮称）の立ち上げについて審議し、承認した。（議案書番号：理-18）（承認）
19. 平成21年度決算書類について審議し、承認した。（議案書番号：理-19）（承認）
20. 技術学会関東部会、CTGUMとの合同セミナー開催につき審議し、承認した。（議案書番号：常理-20）（承認）
21. 日本救急撮影技師認定機構の救急撮影講習会の後援依頼について審議し、承認した。（議案書番号：常理-21）（承認）
22. 日本医学放射線学会電子情報委員会関連部会合同セミナー後援について審議し、承認した。（議案書番号：常理-22）（承認）
23. 日本放射線技師会主催、平成22年度第26回全国放射線技師学術大会へ骨塩定量測定装置を貸し出しに関して審議し、承認した。（議案書番号：常理-23）（承認）
24. 平成22年度役員研修会開催について審議した。開催日時は9月11日、会場は別所沼会館とし承認した。（議案書番号：常理-24）（承認）
25. ソフトボール大会開催について審議した。開催日時は10月31日（日）、会場は東松山石油組合グラウンドとし承認した。（議案書番号：理-25）（承認）
26. 学術委員に佐々木 健氏を推薦することについて審議し、承認した。（議案書番号：理-26）（承認）
27. MRIセミナー（日本放射線技師会）の埼玉開催について審議し、承認した。（議案書番号：理-27）（承認）
28. 会津大学へのWeb型会員データベース完成報告会の参加について審議した。8月2日に会津大学に訪問するということで承認した。（議案書番号：理-28）（承認）
29. 第24回川越市健康まつりの「あなたのための医療画像展」の開催に際し、その予算案の承認、委嘱状交付、及び展示パネル・のぼりの貸し出しについて審議し、承認した。（議案書番号：理-29）（承認）
30. 第5回深谷市福祉健康まつり参加に際し、予算案の承認および展示パネル、のぼり旗、骨密度測定装置の貸し出しについて審議し、承認した。（議案書番号：理-30）（承認）

31. 第36回越谷市民祭りに参加し、開催予定の医療画像展における予算案の承認及び展示パネル、骨密度測定装置の貸し出しについて審議し、承認した。(議案書番号：理-31) (承認)
32. 所沢市健康まつりあなたのための放射線展開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-32) (承認)
33. 第9回市民公開講座の開催、予算案の承認について審議し、承認した。(議案書番号：理-33) (承認)
34. 医療被ばく相談セミナーの開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-34) (承認)
35. 学術委員に上尾中央総合病院の佐々木健氏を推薦することに関して審議し、承認した。(議案書番号：理-35) (承認)
36. 平成22年度役員研修会開催について審議した。参加可能な理事は7人と少数であったため、当初予定していた9月11日は延期することにした。(議案書番号：理-36) (差戻し)
37. 平成22年度ソフトボール開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-37) (承認)
38. 新入会員について審議し、承認した。(議案書番号：理-38) (承認)
39. MRIセミナー(日本放射線技師会)の埼玉開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-39) (承認)
40. 平成22年度マネージメント・セミナー開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-40) (一部修正)
41. 技師会センター1階のエアコン買い換えについて審議し、承認した。(議案書番号：理-41) (承認)
42. 埼玉県看護協会が主催して開催される埼玉医療安全大会からの名義後援につき審議し、承認した。(議案書番号：常理-42) (承認)
43. 乳がん市民フォーラムへの名義後援につき審議し、承認した。(議案書番号：常理-43) (承認)
44. 日本放射線技師会主催レントゲン週間イベントに首都圏放射線技師会として本会に共催が要請されたので審議し、承認した。(議案書番号：常理-44) (承認)
45. 日本放射線技師会事業推進委員の推薦依頼に対し審議し、富田常任理事を推薦することで承認した。(議案書番号：常理-45) (承認)
46. 新入会員について審議し、承認した。(議案書番号：理-46) (承認)
47. 平成22年度役員研修会開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-47) (承認)
48. 新春の集いについて審議し、承認した。(議案書番号：理-48) (承認)
49. 本会で所有している骨密度測定装置を会員施設で行う事業に使用するための貸し出しについて審議した。骨密度測定装置貸出規定 第2条、第4条に基づき、貸出期間を5日間とし承認した。(議案書番号：理-49) (一部修正承認)
50. 日本放射線技師会主催、平成22年度レントゲン週間イベントへの参加要請について審議し、承認した。(議案書番号：理-50) (承認)
51. 平成22年度日本消化器がん検診学会関東甲信越地方会第43回放射線部会学術集会の後援依頼について審議し、承認した。(議案書番号：理-51) (承認)
52. 「地域読影講習会」について審議し、承認した。(議案書番号：理-52) (承認)
53. 越谷市協働安全部くらし安心課内「越谷市くらしの会」より市民公開講座開催の依頼について審議し、承認した。(議案書番号：常理-53) (承認)
54. 埼玉県医師会から、がん検診セミナーの後援を依頼され審議した。例年通り後援を行うことで承認した。(議案書番号：常理-54) (承認)
55. WEB型会員データベース試験運用に必要な、レンタルサーバーの契約について審議し、承認した。(議案書番号：常理-55) (承認)
56. (社)埼玉県放射線技師会創立60周年記念式典の実行委員会を立ち上げることに審議し、承認した。(議案書番号：常理-56) (承認)
57. 第一地区、「わくわく☆さいたま☆いきいき祭り」、参加に際し、予算案の承認および展示パネル、のぼり、骨密度装置の貸し出しについて審議し、承認した。(議案書番号：理-57) (承認)
58. 第二地区、「入間市健康まつり」あなたのための放射線展開催につき審議し、承認した。(議案書番号：理-58) (承認)

59. 越谷市協働安全部くらし安心課内「越谷市くらしの会」より市民公開講座開催の依頼について審議し、承認した。(議案書番号：理-59) (承認)
60. 第26回埼玉放射線学術大会における県民公開講座の開催について審議し、承認した。(議案書番号：理-60) (承認)
61. 第2回地域読影講習会開催の開催場所、予算案につき審議し、承認した。(議案書番号：理-61) (承認)
62. 社団法人埼玉県放射線技師会設立60周年記念式典の準備について審議した。堀江副会長を委員長として実行委員会を組織して企画・運営することで承認した。(議案書番号：理-62) (承認)
63. 新入会員について審議し、承認した。(議案書番号：理-63) (承認)
64. 平成23年度 当初予算について審議し、承認した。(議案書番号：理-64) (承認)
65. WEB型会員データベース試験運用に必要な、レンタルサーバーの契約について審議し、承認した。(議案書番号：理-65) (承認)
66. 移行認定へのタイムスケジュールの確認と承認について審議し、承認した。(議案書番号：理-66) (承認)
67. 平成23年度1年間における会長、副会長、常任理事の会議費を無償とする案につき審議した。平成23年度の理事会6回、常任理事会6回、連絡会6回のみ無償とすることで承認した。公益法人会議、各委員会(総務、公益、学術、編集)および日当、講師料、交通費はこれに含まれない。(議案書番号：理-67) (承認)
68. 日本医療科学大学の大学院設置要望書を(社)埼玉県放射線技師会として出す件につき審議し、承認した。(議案書番号：理-68) (承認)
69. ヘルシーフロンティア埼玉県民会議への参加について(議案書番号：常理-69) (承認)
70. 平成23年度・24年度の選挙管理委員会の選任について(議案書番号：常理-70) (承認)
71. ヘルシー・フロンティア埼玉県民会議への参加について審議し、承認した。(議案書番号：理-71) (承認)
72. 日本放射線技師会教育委員の選定につき審議した。教育委員は富田博信氏とし、補佐役として佐々木 健氏とした。(議案書番号：理-72) (承認)
73. 新会員の承認について審議し、承認した。(議案書番号：理-73) (承認)
74. 第28回決算総会開催について審議した。往復はがきの委任状を郵送し、昨年同様FAX委任状を行うことを承認した。ただし、FAX委任状はHPには掲載せず、役員からの郵送、手渡し、FAXによる送付とした。(議案書番号：理-74) (承認)
75. 平成23年度SARTセミナー開催(日放技合同)につき審議した。セミナー名を診療放射線技師のためのフレッシュセミナー(SARTセミナー)とし、(社)埼玉県放射線技師会および(社)日本放射線技師会の合同主催とし、承認した。(議案書番号：理-75) (承認)
76. 平成23年度・24年度の選挙における選挙管理委員の選任につき審議し、承認した。(議案書番号：理-76) (承認)
77. WEB型会員データベース試験運用のためのサーバー管理技術の出張研修について審議した。日当、宿泊費、交通費は内規に従うことで承認した。(議案書番号：理-77) (承認)
78. 第26回埼玉放射線学術大会においての記念品購入について審議し、承認した。(議案書番号：理-78) (承認)
79. 平成22年度補正予算(案)について審議し、承認した。(議案書番号：理-79) (承認)
80. 平成23年度事業計画(案)について審議し、承認した。(議案書番号：理-80) (承認)
81. 新公益法人取得に際し、当会名称の変更について審議した。現名称『社団法人埼玉県放射線技師会』から新名称『公益社団法人 埼玉県診療放射線技師会』へ改名して新定款の承認を頂くことで承認した。(議案書番号：理-81) (承認)
82. ヘルシーフロンティア埼玉県民会議への参加について(議案書番号：常理-82) (承認)
83. 平成23年度・24年度の選挙管理委員会の選任について(議案書番号：理-83) (承認)

## 第7号議案～第8号議案 公益社団法人移行に向けての定款・諸規程案について

平成19年度総会（平成20年5月）において公益社団法人への移行認定を目指すことが決議されたことに基づき、移行認定の申請に必要な定款と一部の諸規程について議案として提案する。

いずれの議案も、「一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律（法人法）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の趣旨に則り内閣府公益認定等委員会のガイドラインや手引きを参考に、さらに主務官庁である埼玉県保健医療部医療整備課の指導の下、作成されたものである。

今後、正式に受審するにあたり公益認定等委員会から、さらなる指導により字句の修正や用語の使い方等、細部にわたる変更も予想されるが、これらに関しては提案した定款や諸規程案の趣旨と大きく異なる場合を除き、指導に沿った変更は理事会に一任をいただきたい。

### 第7号議案

定款の変更の案（特別決議）

但し、公益社団法人移行の登記を停止条件とし、今後、移行認定申請に伴う主務官庁の指導による若干の修正は、理事会に一任することを前提とする。

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定款（案）  
平成 年 月 日制定

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目 的)

第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発事業
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会等の開催
- (3) 放射線管理と医療被曝の適正化に関する事業

(4) 診療放射線学に関する調査、研究、情報提供及び指導

(5) 前各号に掲げる事業に関する図書、印刷物等の刊行

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県内にて行うものとする。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の事業に賛同して入会した個人

(2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た個人

(3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の事業に賛同して、理事会の承認を得た個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった次年度から毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負

う。ただし、自己の療養又は親族の介護、育児その他やむを得ない事情により、診療放射線技師又は診療エックス線技師として現に業務に従事していない期間が継続して1年以上経過している正会員については、総会において別に定める基準に従って経費を支払う義務を免除することができる。

2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。

**(任意退会)**

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

**(除名)**

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

**(会員資格の喪失)**

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

**第4章 総会**

**(構成)**

第11条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

**(権限)**

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額に関する事項
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこ

の定款で定められた事項

**(開催)**

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招集)**

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員及び名誉会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

**(議長)**

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員のの中から選出する。

**(議決権)**

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

**(決議)**

第17条 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

**(議事録)**

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

**第5章 役員等**

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし2名を副会長、6名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

**(役員を選任)**

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。会長の選定及び解職をする場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

**(理事の職務及び権限)**

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**(監事の職務及び権限)**

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**(役員任期)**

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

**(役員解任)**

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

**(役員報酬等)**

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**(相談役)**

- 第26条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
    - (1) 会長の相談に応じること。
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
  - 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
  - 4 前条の規定は、相談役の報酬等について準用する。

**第6章 理事会**

**(構成)**

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

**(常務理事会)**

- 第29条 この法人に常務理事会を置く。
- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。
  - 3 常務理事会は、次の職務を行う。
    - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
    - (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての意見を理事会に提出すること。

**(招集)**

- 第30条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会及び常務理事会を招集する。

**(決議)**

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

**第7章 資産及び会計**

**(事業年度)**

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(事業計画及び収支予算)**

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**(事業報告及び決算)**

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び名誉会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

**(公益目的取得財産残額の算定)**

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

**第8章 定款の変更及び解散**

**(定款の変更)**

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

**(解散)**

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(公益認定の取消し等に伴う贈与)**

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**(残余財産の帰属)**

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第9章 公告の方法**

**(公告の方法)**

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。



## 第10章 支部

### (支部)

第42条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。

- 2 支部は第34条の事業計画書に基づき、当該支部に関する事業を執行する。
- 3 支部は第20条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小川 清とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 第8号議案 諸規程 (案)

#### 会費規程

平成 年 月 日制定

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員9,000円

賛助会員（個人）9,000円

賛助会員（法人）25,000円

第3条 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

第4条 定款第7条第1項ただし書きの規定により、会費の免除の取扱いを受けようとする者は、所定の申請書を添えて、毎年度、本会に申請するものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

### 附 則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。

役員の報酬並びに費用に関する規程

平成 年 月 日制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であつて、次条及び第4条に規定するものをいう。
- (3) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の額及び支給の方法)

第3条 役員の報酬は、理事会及び常務理事会の出席1回につき2,000円を上限とする。

- 2 正会員以外の監事の報酬は、年額100,000円を上限として、会長が理事会の承認を得て定める額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該役員が報酬を辞退した場合は支給しない。
- 4 報酬は、四半期ごとに現金で支給する。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費 用)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用は、現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支払うものとする。

(公 表)

第6条 この規程は、をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第7条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程

平成 年 月 日制定

(本会主催の講師謝金)

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）が、本会の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、その謝金として、1回につきその時間が30分以内のときは5,555円、1時間以内のときは11,111円を、1時間を超えるときは22,222円を支払うものとする。

(原稿執筆謝金)

第2条 役員が、本会の発行する定期刊行物又は書籍の原稿を執筆したときは、1000字まで3,000円、それ以後1000字毎に1,000円を限度として執筆謝金を支払うことができる。

(支払い方法)

第3条 前2条の謝金は、当該講演又は入稿の後速やかに現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(役員以外の会員への謝金)

第4条 役員以外の会員が講演会等の講師を務めたとき又は本会の発行する定期刊行物若しくは書籍の原稿を執筆したときは、役員の報酬及び費用に関する規程第5条及び前3条の規定の例により、謝金等を支払うことができる。

(会員以外の者への謝金)

第5条 会員以外の者が本会の発行する定期刊行物若しくは書籍の原稿を執筆したときは、第2条に定める金額に100分の50を乗じた額を加算して支給する。

(改正)

第6条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。

講師謝礼に関する規程

平成 月 月 日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が主催する診療放射線技師または診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等（以下、「研修会等」という。）の講師への謝礼について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝礼の支払い)

第2条 謝礼は、研修会等1回ごとに、講師1人につき55,555円を上限として支払うものとする。

(旅費)

第3条 講師には、その自宅又は勤務地から研修会等の会場まで公共交通機関を使用した場合における交通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場まで距離1kmごとに300円を乗じて得た額を加算して支給する。

(支給の方法)

第4条 謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後とし、支給方法は所得税その他法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を現金又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(適用除外)

第5条 この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。

2 本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼及び旅費に相当する金員の支給は、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。

## 旅費および日当等支払規程

平成 年 月 日制定

## (趣 旨)

第1条 この規程は、委員会（編集委員会、学術委員会その他理事会の議決に基づき設置した委員会その他の組織をいう。以下同じ。）の会務（当該委員会の会議及び当該委員会の所掌する事務に関する活動であって、会長の許可を得たものをいう。以下同じ。）のために出張する当該委員会の構成員に支給する旅費及び日当について定めるものとする。

## (旅 費)

第2条 旅費は当該旅行のための移動方法の別にかかわらず、旅行開始場所から会務実施場所までの往復の旅程について、公共交通機関を用いて旅行した場合に生じる額を支給する。ただし、当該旅行の区間に公共交通機関による移動が不能な区間が含まれるときは、当該移動が不能な区間の旅費は、距離1kmごとに300円を乗じて得た額を支給するものとする。

第3条 会務に従事した場合は、当該委員会の構成員に日当を支給する。

2 前項の日当は、会務1日につき1,000円とする。ただし、会長が理事会の議決を経て定めたものについては2,000円とする。

第4条 旅費及び日当のほか、会務に関する学術大会、講習会等の開催及びその準備に係る役務費、消耗品費その他の経費であって委員会の構成員が立て替えたものは別に弁償する。

第5条 経費は、その都度現金により支払う。ただし、当該委員会の構成員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

## 附 則

この規程は、公益社団法人の設立の日から施行する。

## 社団法人 埼玉県放射線技師会定款

昭和62年11月28日制定

平成 8年12月19日改定

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人埼玉県放射線技師会という。(Saitama Association of Radiological Technologists)

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目51番地の39に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、診療放射線技師及び診療エックス線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 診療放射線学に関する調査、研究及び指導
- (2) 放射線医療の啓蒙に関すること
- (3) 診療放射線学に関する研修会、研究会、講習会等の開催
- (4) 診療放射線学に関する国際協力
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

#### (地区会)

第5条 この法人の事業遂行の円滑化を図るため、地区会を置く。

2 地区の区分、運営等については、別にこれを定める。

### 第2章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員及び名誉会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 埼玉県内に居住し、又は勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し

#### たもの

#### (入 会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書に会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

#### (会費の納入)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところの会費を、所定の期日までに納入するものとする。

2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

#### (退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その理由を付して退会届を会長に提出するものとする。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したもののみなす。

#### (除 名)

第10条 正会員又は賛助会員が次の各号の一に該当するとき、及び名誉会員が第2号に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意を得てその会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品はこれを返還しない。

### 第3章 役員等

#### (役 員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 6名
- (4) 理 事 20名以内(会長、副会長及び常任理事を含む)

(5) 監事 2名

**(役員を選任)**

第13条 役員は総会において選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

**(職務)**

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

**(役員任期)**

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**(役員解任)**

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえられなく認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第10条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

**(役員報酬)**

第17条 役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は支給することができる。

**(顧問)**

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱し、その任期は、会長の在任期間とする。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

**(職員)**

第19条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、理事会の議決に従い会長の定めた職務に従事する。

**第4章 会議**

**(会議の種類)**

第20条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任理事会として、総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

**(会議の構成)**

第21条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

**(会議の権能)**

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 理事会の招集及びこれに付議すべき事項
- (3) 会務運営に関する事項

**(会議の開催)**

第23条 定期総会は、毎事業年度の開始前1か月以内及び終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき

- 3 理事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- 4 常任理事会は、次に掲げる場合に臨時開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 常任理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき

**(会議の招集)**

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から1か月以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から3週間以内に理事会を、同条第4項第2号の場合には請求があった日から2週間以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により会議の5日前までに通知するものとする。ただし、会長が緊急に理事会又は常任理事会を招集する必要があると認めたときは、この限りではない。

**(議長)**

第25条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

- 2 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

**(定足数)**

第26条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

**(議決)**

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(書面表決等)**

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び第30条第1項第3号の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

**(会員への通知)**

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

**(議事録)**

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名、常任理事会にあってはその常任理事会に出席した常任理事の数及び氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

**(委員会)**

第31条 会長は、必要と認めるときは、別に定めるところにより委員会を設置することができる。

**第5章 資産、事業計画等**

**(資産の構成)**

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

**(資産の管理)**

第33条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

**(事業年度)**

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**(事業計画及び予算)**

第35条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、この承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から2か月以内に総会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

**(事業報告、決算及び財産目録)**

第36条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

**第6章 定款の変更及び解散**

**(定款の変更)**

第37条 この定款は、総会において総正会員及び名誉会員の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の許可を得なければ変更することができない。

**(解散及び残余財産の処分)**

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員

及び名誉会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 3 解散のときに存する財産は、総会の議決を経、かつ、埼玉県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

**第7章 雑則**

**(委任)**

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

**付 則**

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

**付 則**

- 1 この定款は、平成8年12月19日より施行する。



## 社団法人 埼玉県放射線技師会諸規程

### 会員の登録等に関する規程

昭和63年4月1日制定

平成9年9月11日改定

第1条 この規程は、定款第6条第1項及び第9条第1項に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第2条 本会に入会しようとする者は、診療放射線技師及び診療エックス線技師でなければならない。ただし、賛助会員はこの限りではない。

2 勤務する場所又は居住地が埼玉県内に有する者とする。ただし、賛助会員又は特別事情ある者で、会長が認めた場合は、この限りでない。

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて会長に提出するものとする。

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

第5条 入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、すみやかに地区及び本人に入会年月日を通知するものとする。

2 入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第6条 会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第10条第1項(1)の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を制限することがある。

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、すみやかに地区を経由して届け出るものとする。

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付し、地区を経由して退会届を会長に届け出るものとする。

第9条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て行うものとする。

付 則

1 この規程は昭和63年4月1日より施行する。

付 則

2 この規程は平成9年9月11日より施行する

### 会費納入規程

昭和63年4月1日制定

平成6年4月1日改定

平成18年4月22日改定

平成20年3月30日改定

第1条 定款第8条の会費は、納入期限を当該年度の4月1日とする。ただし、新入会者についてはこの限りではない。

第2条 会費は次のとおりとする。ただし、1月1日以降の再入会者の当該年度正会員会費は半額とする。

正会員 9,000円

賛助会員(個人) 9,000円

賛助会員(法人) 25,000円

2 新入会者の初年度正会員会費は無料とする。

第3条 会員で療養のため1箇年以上離職した者は、会費免除の取扱いを受けることができる。

第4条 前条の規定に基づき、会費免除の取扱いを受けようとする者は、所定の様式に1箇年以上療養のため離職したことを証明する医師の証明書を添えて、所属地区を経由して本会に申請するものとする。

第5条 本規程による会費の免除は、2箇年を超えないものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

2 本規程第1条は平成20年4月1日より施行する。第1条施行までの間、会費納入期限は当該年度の9月30日とする。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

**役員選出規程**

昭和63年4月1日制定  
 平成6年4月1日改定  
 平成10年4月1日改定  
 平成11年3月11日改定

**第1章 総則**

第1条 役員を選出は、定款第13条に基づき、この規程により行うものとする。

**第2章 選挙管理委員会**

第2条 役員を選出するときは、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設けるものとする。

第3条 選挙管理委員会は、正会員の中から各地区毎に1名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

2 役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 役員及び立候補者届の受理、資格審査及び立候補者氏名の公示
- (3) 投票及び開票の管理ならびに当選の確認
- (4) 総会において選挙結果の報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

**第3章 役員選挙**

第6条 会長、監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は、地区の承認若しくは推薦を得て所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第7条 立候補又は推薦の届出締切は、総会の2か月前とする。

第8条 選挙は、立候補届のあった者について、総会に出席した会員によって行うものとする。

第9条 投票は、出席会員の単記無記名投票により行うものとする。

第10条 投票は、次の順序によって行う。

- (1) 会長
- (2) 監事

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から、高点順に定める。

**第4章 無投票当選**

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても立候補者が役員定数を超えないときは、総会において無投票により当選者を定めるものとする。

票により当選者を定めるものとする。

**第5章 理事の選出**

第13条 地区理事は、各地区から1名を選出する。

第14条 事業を遂行するため、前条のほか、会長が指名する理事を置くことができる。

第15条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て行うものとする。

**附則**

1 この規程は平成6年4月1日より施行する。

**附則**

1 この規程は平成10年4月16日より施行する。

**附則**

1 この規程は平成11年4月1日より施行する。

**総会運営規程**

昭和63年4月1日制定

第1条 この規程は、総会運営を民主的かつ能率的に運営することを目的として定める。

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設けるものとする。

第3条 前条の委員会は、正会員の中から各地区毎に1名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

第4条 総会運営委員会は、総会の付記に基づき、次のことを協議し、その承認を得て運営する。

- (1) 議長団の選出の方法
- (2) 議事日程及び進行
- (3) 総会出席会員の資格審査
- (4) その他総会運営について必要な事項

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て行うものとする。

**附則**

1 この規程は昭和63年4月1日より施行する。

**旅費および会議費等支払規程**

昭和63年4月1日制定

平成7年5月11日改定

平成10年4月1日改定

平成21年2月4日改定

**(目的)**

第1条 この規程は会務のために出張する役員および委員等に支給する旅費、会議費について定める。

**(種類)**

第2条 会務の種類は次の通りとする。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 常設委員会（編集委員会、学術委員会等）
- (4) 特別委員会（放射線展実行委員会、学術大会実行委員会等）
- (5) その他会長が認めた会務

(項 目)

第3条 費用は本会予算会計から支出されるが、特別委員会はその委員会会計から支出される。

(旅 費)

第4条 旅費は勤務先から開催地までの公的機関を利用した実費を支給する。

2 自家用車を利用した場合は前項と同額とする。

3 開催地の者には支給しない。

(会議費)

第5条 会議費は理事会、委員会等にかかる所用経費とする。

第6条 会議1回につき原則1,000円とする。ただし、会長が定めたものに限り2,000円とする。

第7条 学術大会、公益事業、講習会等の開催およびその準備にかかる経費は、別に支払うことができる。

第8条 経費の金額は、別に定める。

第9条 経費の支払いは理事会の承認を得ることを要する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て行うものとする。

付 則

1 この規程は昭和63年4月1日より施行する。

付 則

1 この規程は平成7年5月11日より施行する。

付 則

1 この規程は平成10年4月1日より施行する。

付 則

1 この規程は平成21年2月4日より施行する。

#### 表彰規程

昭和63年4月1日制定

平成7年4月1日改定

平成20年11月5日改定

平成21年5月8日改定

(目 的)

第1条 この規程は、定款第4条の事業を遂行するにあたり、顕著な功績のあった者の表彰に関する事項

と、関係団体からの推薦について必要事項を定める。

(条 件)

第2条 本会に継続して15年以上在籍し、かつ会費を完納している者

(種 類)

第3条 表彰に関する分類は次の通りとする

(1) 功労賞 本会に多大な貢献があった者本会役員として功労に関しては在任期間が4年以上を有している者

(2) 学術賞 保健医療に関する研究、発明、発見、考案をおこなった者

(3) 叙勲、関係団体表彰候補

(4) 永年勤続者

ア 20年以上放射線業務に従事した者

イ 40年以上放射線業務に従事した者

(5) その他 他の模範となる善行があった者

(推 薦)

第4条 受賞者の推薦、選考、決定は表彰委員会が行い、理事会の承認を得るものとする。尚、表彰委員会は地区理事に推薦を依頼することができる。

(選 考)

第5条 選考は表彰委員会が行い、委員会は会長、副会長、総務常任理事、および会長委嘱者5名の計10名で組織する。尚、会長委嘱者と委員長は役員外とする。

(決 定)

第6条 表彰委員会は選考結果を理事会に答申し、決定は理事会にて行う。その他表彰に関する必要な事項についても理事会において決定する。

(内 容)

第7条 表彰は表彰状と副賞を授与するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は理事会にて行う。

附 則

1 この規程は昭和63年4月1日より施行する。

付 則

1 この規程は平成7年4月1日より施行する。

付 則

1 この規程は平成20年11月5日より施行する。

1 この規程は平成21年5月8日より施行する。

#### 地区会運営規程

昭和63年4月1日制定

第1条 この規程は、定款第5条に基づき、地区会の

設置、運営等に関する必要事項について定める。

第2条 定款第5条による地区会を次のとおり設置する。

- (1) 第一地区
- (2) 第二地区
- (3) 第三地区
- (4) 第四地区
- (5) 第五地区
- (6) 第六地区

第3条 地区会は、本県技師会の事業を円滑に推進し、かつ会員相互の連携をはかることを目的とする。

第4条 地区会は、役員選出規程に定めるところより地区理事を選出する。

2 地区理事の選出は、通常総会前には終了するものとし、会長に届け出るものとする。

第5条 地区理事は、地区会事務所を定め、これを会長に届け出るものとする。

第6条 地区理事は、地区会員の意向を把握し、本県技師会の会務執行に反映するものとする。

第7条 地区会の運営に関する経費は本県技師会の助成金その他をもってあてるものとする。

第8条 その他必要事項は、地区会毎に定める。

第9条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て行うものとする。

附 則

この規程は昭和63年4月1日より施行する。

**埼玉県放射線技師会互助規程**

昭和63年4月1日制定

第1条 この規程は、会員相互の親睦と相互扶助をはかるために定めたものである。

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 会員に対する弔慰金、見舞金の給付
- (2) その他会員の福祉増進に関する事業

第3条 弔慰金、見舞金の給付は別表による。

第4条 給付を受ける事由が発生した場合、直ちに地区理事に連絡し、連絡を受けた理事は速やかに会長に別紙給付申請書を提出するものとする。

第5条 会長は、前条の申請書を受けた場合、内容審査のうえ、速やかに関係理事を通じて給付金を支給するものとする。

第6条 給付を受ける事由が発生して6箇月以上経過したものは支給しない。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は

理事会において決定するものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て行うものとする。

附 則

この規程は昭和63年4月1日より施行する。

別表1

在籍年数	死亡弔慰金	傷害療養見舞金	病氣見舞金
5年未満	5,000円	—	—
5年以上	10,000円	5,000円	5,000円
10年以上	10,000円	5,000円	5,000円

- 1 病氣見舞金は引続き3か月以上の場合に支給する。以後1年以上療養の場合は1年毎に給付する。
- 2 障害療養見舞金は、医師の診断書により放射線障害と認定された場合:又は業務上の災害による療養に給付する。
- 3 会費滞納者は、これを完納しなければ受給資格がないものとする。

**研究会設置規程**

平成11年3月10日制定

(目 的)

第1条 この規程は定款第4条に基づき本会に研究会を設置し、研究活動を促進する事を目的とする。

(設置及び廃止)

第2条 研究会を設置するときは研究会設置申請書(様式—研1)を会長に提出する。

2 研究会設置の申請があった場合、会長は理事会の承認を得てこれを認可することができる。

3 研究会を廃止するときは、研究会廃止届(様式—研2)を会長に提出する。

(名 称)

第3条 研究会は、その名称とともに本会研究会であることを称することができる。

(研究会の構成員)

第4条 本会が認可する研究会の主たる構成員は本会会員とする。

(活 動)

第5条 研究会は、目的を達成するために自主的活動するものとし、概ね次の事を行う。

- (1) 研究会を開催する。
- (2) 研究成果を学術大会等に発表する。

(助 成)

第6条 本会は、認可した研究会の発展向上を図るために申請により、理事会の承認を得て、助成を行うことができる。

2 助成の方法は別途理事会で定める。

(報告)

第7条 研究会は、年度の活動状況を総会に報告する。  
(規程の改廃)

第8条 この規定は、理事会の決定を経て行うものとする。

付 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

### 技師会センター運営規程

平成8年4月1日制定

平成10年3月12日改定

第1条 本会技師会センターは埼玉県放射線技師会事務所及び会議室で構成する。

第2条 この規程は、技師会センターの運用について規定する。

第3条 技師会センターの管理責任者は会長とする。  
会長はセンターの業務管理者を指名し、業務管理者がセンター運営業務を行なう。

2 重要事項については理事会において審議する。

第4条 業務管理者はセンターの運営に関する全ての責任を有する。

第5条 技師会センターの管理及び運営に関する経理は、「一般会計」によって処理する。

(会議室の利用)

第6条 次に掲げる一に適合する場合、会長の許可を得て技師会センターを利用することができる。

- (1) 会長が主催する全ての会議、委員会、講習会等
- (2) 理事、常任理事が主催する全ての会議、講習会等
- (3) 地区理事が主催する全ての会議、講習会等
- (4) 本会会員が所属する団体で、会長が認めた会議等
- (5) その他、会長が特に認めた会議、講習会等

(使用手続)

第7条 前条のうち(1)もしくは(2)に該当する場合を除き、使用する者は、使用責任者を定め、別に定める「技師会センター使用許可申請書」を3週間前までに、所定の使用料金を添えて提出し、会長の許可を得なければならない。

(使用の優先)

第8条 使用は本会事業に関するものを優先し、第6条の順とする。

(使用料及び使用時間)

第9条 使用料及び使用時間は、第6条の(1)及び(2)に該当する場合を除き、下記の規定によるものとする。

2 使用時間の区分及び使用料は次に定めるとおりとする。

(1) 09:00~12:00	2,000円
(2) 13:00~17:00	2,000円
(3) 18:00~21:00	2,000円
(4) 09:00~17:00	4,000円
(5) 13:00~21:00	4,000円
(6) 09:00~21:00	5,000円

第10条 使用責任者は、重大なる過失による使用中の火災、設備等の毀損事故に対して責任を有するものとする。

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行なう。

付 則

1 この規程は平成8年4月1日より施行する。

付 則

1 この規程は平成10年4月1日より施行する。

### 会計事務取扱規程

平成11年3月10日制定

#### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は社団法人埼玉県放射線技師会(以下「本会」という。)の財務及び会計の取扱(以下「会計」という。)に関する基準を定め、その財政状態を明らかにし、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(総 則)

第2条 本会の会計は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 本会の会計は、正確な報告を提供するとともにすべての取引について、原則に従った正確な会計帳簿を作成するものとする。

(会計の総括)

第4条 本会の会計は、会長が総括するものとする。

(会計責任者)

第5条 会長は、会計を担当する理事(以下「財務担

当理事」という。)を任命するものとする。

- 2 財務担当理事をもって会計責任者とする。
- 3 会計責任者は、会計の出納に関し、その一部について補助者を命じ、行わせることができる。

(年度の区分)

第6条 本会の会計における資産、負債等の増減異動ならびに収益及び費用の所属する事業年度は、その事業取引の発生した日の属する年度とする。

(会計の区分)

第7条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分し行うことができる。

- 2 本会の事業に関し、特定の事業を行う必要があるときは、特定の資金を保有するものとし、その運用を行う場合は、特別会計を設け、その目的に従い運用するものとする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(書類の保存期間)

第9条 予算書、会計帳簿、伝票及び計算書類の保存期間は、10年とする。

## 第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第10条 本会における取引は、別に定める勘定科目により処理するものとする。

(帳簿)

第11条 帳簿は、主帳簿、補助簿及び必要に応じその他の補助諸表を備付けるものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 預金出納簿
- (3) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (4) 固定資産台帳
- (5) 基本財産明細台帳
- (6) 会費明細帳
- (7) その他の補助諸表

## 第3章 予算

(予算の作成)

第12条 財務担当理事は、毎会計年度開始前、当該年度の事業計画の決定に基づき収支予算を第7条に定める区分に従い作成し、理事会の承認を得て総会に提出し、議決を求めるものとする。

(予算の執行)

第13条 支出予算の執行は会長とする。

- 2 会長にやむを得ない事情があるときは、財務担当

理事がこれを行い、予算の執行後すみやかに会長に報告するものとする。

(予算の流用及び予備使用)

第14条 予算の執行にあたり、大科目間の流用は、理事会に承認を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、理事会の事後承認を求めることができる。

- 2 予備費使用を行う必要があるときは理事会の承認を得て行うものとする。

(継続費)

第15条 支出予算決定後、本会の事業実施上特に数年にわたり執行する必要があるときは、その所要額及びその年割執行額を定め、理事会の承認を得て行うものとする。

(繰越明許費)

第16条 支出予算のうち、その事業実施上特に必要がある場合であって当該年度において支出が終らない場合は、予め理事会の承認を得て翌年度に繰延べて使用することができるものとする。

(積立金)

第17条 年度決算において剰余金が生じたときは、その一部について積立金に計上することができる。

## 第4章 金銭会計

(金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは、現金及び預金をいい、現金は通貨小切手その他随時通貨と引替えることのできる証書をいう。

- 2 前項の預金とは、普通預金、通知預金、定期預金及び金銭信託等をいう。

(出納方法、証拠書の授受)

第19条 金銭の収納は、伝票及び証拠書に基づいて行うものとし、会長及び会計責任者の承認を得るものとする。

- 2 金銭の支払いは、会長及び会計責任者の承認を得た伝票及び証拠書により行うものとする。

- 3 預金証書等は、金庫に保管又は金融機関に保管預託するものとする。

(金融機関の指定)

第20条 預金口座を設ける銀行その他の金融機関は、会長が指定するものとする。

(借入金)

第21条 予め決められた短期借入金の限度内で借入れをしようとするときは、常任理事会にはかるものとする。

- 2 定時総会前において資金の不足を生じる場合は、

最小限度の短期借入をすることができるものとする。その場合理事会の事後承認を求めるものとする。  
(手持現金)

第22条 手持現金は必要最少限度にとどめるよう努めるものとする。

(預金の名義人)

第23条 預金の名義人は会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、本会会長の会印を使用するものとする。

3 出納に使用する印鑑は、会長が保管する。

4 印鑑の押印は、必要の都度に会計責任者が会長に求める。

5 印鑑の保管及び押印については、副会長に委任することができる。

6 預金通帳及び現金引出カードは、会計責任者が保管する。

7 会計責任者は、原則として預金払出しの事前に会長の承認を得るものとし、会長から求められた時には、ただちに預金通帳を提出して、その内容について説明を行うものとする。

(金銭の残高照合)

第24条 現金残高は、現金出納簿残高と照合するものとする。

2 預金残高は、取引銀行等の預金残高証明書又は預金通帳及び預金証書により照合するものとする。

#### 第5章 棚卸資産

(棚卸資産の定義)

第25条 棚卸資産（以下「物品」という。）とは、消耗品、備品、図書及び機械器具等であって、1件20万円未満のものをいう。

(保管管理)

第26条 物品のうち、消耗品を除く備品等については、備品台帳を設け、記入整理するものとする。

2 財務担当理事は、物品の出納、保管を行うとともにその使用状況について監督を行うものとする。

3 財務担当理事は、物品のうち必要に応じその一部を補助者に保管管理をさせることができる。

(物品の照合)

第27条 財務担当理事は、毎年1回以上保管する物品と台帳を照合し、会長に報告するものとする。

(物品の廃棄)

第28条 財務担当理事は、物品を廃棄しようとするときは、その理由を付して会長の承認を得て行うものとする。

#### 第6章 固定資産

(固定資産の定義)

第29条 固定資産とは、耐用年数が1年以上であって、かつ取得価格が20万円以上のものをいう。

(取得価格)

第30条 固定資産の取得価格は、固定資産の区分に従い次の各号によるものとする。

(1) 製作にかかるものは、その製作費及び附帯費

(2) 購入にかかるものは、その購入価格及び附帯費

(3) 贈与にかかるものは、その公正な評価額

(固定資産の譲渡及び担保等)

第31条 固定資産の譲渡及び担保の設定については、総会の承認を得るものとする。

2 不動産登記を必要とする固定資産は取得後登記するものとする。

#### 第7章 決算

(決算書の作成)

第32条 会計年度が終了したときは、次の各号の財務諸表を一般会計及び特別会計の別に作成するものとする。

(1) 収支計算書

(2) 貸借対照表

(3) 財産目録

2 決算書は、会計年度終了の翌月15日までに完結するものとする。

3 会計理事は、前項の決算が完結したときは、すみやかに監事の監査を受け理事会及び総会に報告し承認を求めるものとする。

(監査)

第33条 財務担当理事は、会計に関して年度決算完了後すみやかに監査を受けなければならない。

#### 第8章 契約

(契約責任者)

第34条 契約に関する責任者は契約責任者とする。

2 契約責任者は会長とする。

3 会長にやむを得ない事情があるときは、財務担当理事が契約者として職務を代理するものとする。

(契約方法)

第35条 契約は、一般競争入札に付し、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。

(指名競争入札)

第36条 契約が次の各号の1に該当する場合において

は、前条の規程にかかわらず、指名競争入札の方法により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき。
- (2) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき。

(随意契約)

第37条 契約が次の各号の1に該当する場合においては、前条の規程にかかわらず、随意契約の方法により契約をすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付す暇がないとき。
- (3) 競争に付すことが、不利と認められるとき。
- (4) 前各号に規程するもののほか、事業運営上必要があるとき。

2 第1項の規程により随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。

(契約書)

第38条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し、必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代える書類をもって処理することができる。

#### 第9章 雑 則

(規程の改正)

第39条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日より施行する。

#### 超音波式骨密度測定装置貸出し規程

平成21年3月4日制定

(目的)

第1条 この規程は、超音波式骨密度測定装置貸出しに関する必要事項について定める。

(貸出し対象)

第2条 公益事業に使用する地区会に対し貸出すこととする。

第3条 地区会以外への貸出しは認めない。ただし、公益性が認められるイベントに対しては、理事会の承認を得て貸出すことができる。

(使用料)

第4条 貸出し料金については別途定める。

(期間)

第5条 貸出し期間は、貸出し日より返却日までの期間とし5日間を限度とする。

(申込方法)

第6条 貸出し申し込みは本会ホームページ上より行うこと。

(使用手続)

第7条 貸出し時は技師会センター備え付けの「貸出し書」に必要事項を記入すること。

(使用制限)

第8条 貸出し装置の無断での転貸、譲渡、改造及び不法利用は行わないこと。

(確認事項)

第9条 使用前には必ず「使用説明書」を熟読し、動作確認すること。

2 使用後は梱包前に下記の確認を2名以上にて行うこと。

- (1) 解析データの消去
- (2) 動作確認
- (3) 破損等外観の確認

3 返却時にも必要事項を記入すること。

(その他事項)

第10条 破損等の不具合が生じた場合は、速やかに技師会センターもしくは担当理事に連絡をすること。

第11条 破損等不具合があった場合の修理代金は、原則として本会が負担することとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の決定を経て行うものとする。

付 則

1 この規程は平成21年4月1日より施行する。

別 紙

1. 選挙立候補届
2. 候補者推薦届
3. 互助給付金申請書
4. 会費免除申請書
5. 研究会設置申請書
6. 研究会廃止届
7. 社団法人 埼玉県放射線技師会会誌購読会員規程
8. 社団法人 埼玉県放射線技師会 地区地図



別紙

選挙立候補届

現住所  
 氏名 性別 年齢  
 勤務先 所在地 施設名  
 平成 年 月 日執行の  
 社団法人埼玉県放射線技師会〇〇選挙に立  
 候補します。

上記の通りお届けします。

平成 年 月 日

氏名 印

上記の者、〇〇選挙に立候補することを承  
 認いたします。

平成 年 月 日

〇〇地区会  
 代表者氏名 印

社団法人埼玉県放射線技師会選挙管理委員長 殿

候補推薦届

候補者住所  
 氏名 性別 年齢  
 勤務先 所在地 施設名

平成 年 月 日執行の  
 社団法人埼玉県放射線技師会〇〇選挙に推  
 薦します。

平成 年 月 日

〇〇地区会  
 推薦者氏名 印

〇〇選挙に立候補することを承認いたします。

平成 年 月 日

候補者氏名 印

社団法人埼玉県放射線技師会選挙管理委員長 殿

互助給付金申請書

平成 年 月 日  
 社団法人埼玉県放射線技師会  
 会長 殿  
 〇〇地区会  
 理事 印  
 会員 氏に下記事項発生のため  
 互助規程により見舞金を給付されるよう申請  
 いたします。

記

勤務場所  
 氏名  
 当該事項  
 発生年月日  
 金額  
 理事の意見

会費免除申請書

平成 年 月 日  
 社団法人埼玉県放射線技師会  
 会長 殿  
 〇〇地区会  
 理事 印  
 会員 氏は下記事項発生のため  
 会費納入規程により会費納入を免除されるよ  
 う申請いたします。

記

事故発生前の勤務場所  
 氏名  
 離職の理由  
 療養期間  
 理事の意見

様式-研1

研究会設置申請書

平成 年 月 日

社団法人埼玉県放射線技師会  
会長 殿

〇〇研究会

代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり  
研究会の設置を申請します。

記

- 1 研究会の名称
- 2 代表者、役員等の名前
- 3 連絡先
- 4 研究会構成員-別添名簿のとおり  
(本会会員と他の区別がわかるような名簿)
- 5 研究分野、内容 (具体的に)
- 6 研究会履歴
- 7 助成申請の有無

様式-研2

研究会廃止届

平成 年 月 日

社団法人埼玉県放射線技師会  
会長 殿

〇〇研究会

代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり  
研究会の廃止を届けます。

記

- 1 研究会の名称
- 2 代表者、役員等の名前
- 3 連絡先
- 4 廃止の理由
- 5 廃止の年月日

## 社団法人 埼玉県放射線技師会会誌購読会員規程

(目的)

第1条 この規程は、他都道府県技師会会員の社団法人埼玉県放射線技師会（以下、本会という）における開催事業への参加及び会誌「埼玉放射線」購読の資格を規定する。

(会員)

第2条 会員は、本規程に賛同し、会費を納めた次のものとする。

- (1) 他都道府県技師会の正会員で本会の会誌購読会員を希望するもの。
- (2) その他理事会で承認されたもの。

(資格の更新)

第3条

- (1) 会員資格は年度ごとの更新とする。
- (2) 更新を希望する者は、会員資格喪失の3月末日までに本会に申し出ること。

(会費)

第4条

- (1) 会員の年会費は、9,000円とする。

- (2) 会費は年度の9月末日までに納入し、退会時には返納しない。

(会員の権利)

第5条

- (1) 会員は、本会開催事業への参加と本会会誌「埼玉放射線」購読の権利を有する。
- (2) 本会の総会における議決権はない。

(入退会)

第6条

- (1) 入会を希望するものは、本会の入会申込書に会費を添えて本会へ届け出ること。
- (2) 退会を希望するものは、退会の旨を本会へ届け出ること。

(規程の改廃)

第7条

- (1) この規程の改廃は理事会の決定を経て行うものとする。

(付則)

- (1) この規程は、平成15年4月1日より施行する。



# MEMO

巻頭  
言

会  
告

お  
知  
ら  
せ

学  
術  
特  
集

総  
会  
資  
料

報  
告

本  
会  
の  
動  
き

掲  
各  
示  
地  
板  
区

議  
事  
録

動  
会  
員  
向  
の

役  
員  
名  
簿

投  
稿  
規  
定

ジ  
年  
ユ  
間  
丨  
ス  
ル  
ケ

申  
F  
込  
A  
書  
X